

## 第2編

(5号炉及び6号炉に係る保安措置)

## 第9章 緊急時の措置

(原子力防災組織)

### 第108条

原子力防災GMは、緊急事態が発生した場合に、原子力災害対策活動を行えるよう、原子力防災組織を定めるにあたり、所長の承認を得る。

2. 緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、原子力防災GMは、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるにあたり、所長の承認を得る。
3. 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。(以下、本章において同じ。)

(原子力防災組織の要員)

### 第109条

原子力防災GMは、原子力防災組織の要員を定めるにあたり、所長の承認を得る。

(緊急作業従事者の選定)

### 第109条の2

原子力防災GMは、次の全ての要件に該当する所員及び協力企業従業員等の放射線業務従事者(女子については、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者に限る。)から、緊急作業<sup>\*1</sup>に従事させるための要員(以下「緊急作業従事者」という。)を選定し、所長の承認を得る。

- (1) 表109の2の緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、社長に書面で申し出た者
- (2) 表109の2の緊急作業についての訓練を受けた者
- (3) 実効線量について250ミリシーベルトを線量限度とする緊急作業に従事する要員にあつては、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。

表 109 の 2

分 類	項 目	時 間
教 育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法，身体等の汚染の状態の検査，保護具の性能及び使用方法等）	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	2 時間以上
	電離放射線の生体に与える影響，健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1 時間以上
	関係法令	0.5 時間以上
訓 練	緊急作業の方法	3 時間以上
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い※ <sup>2</sup>	3 時間以上

※ 1：緊急作業とは，法令に定める緊急時の線量限度が必要となる作業をいう。

※ 2：兼用できる訓練

- ・第 17 条第 2 項，第 17 条の 2 第 1 項，第 112 条，第 118 条のうち，緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練

（原子力防災資機材等）

#### 第 110 条

各 GM は，原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具，非常用通信機器等を定めるにあたり，所長の承認を得る。

2. 技術 GM 及び運営 GM は，緊急時における運転操作に関するマニュアルを作成し，制定及び改定にあたっては，第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。

（通報経路）

#### 第 111 条

原子力防災 GM は，緊急事態が発生した場合の社内及び国，県，町等の社外関係機関との通報経路を定めるにあたり，所長の承認を得る。

（緊急時演習）

#### 第 112 条

原子力防災 GM は，原子力防災組織の要員に対して緊急事態に対処するための総合的な訓練を毎年度 1 回以上実施し，所長に報告する。

(通報)

第113条

当直長等は、原子炉施設に異常が発生し、その状況が緊急事態である場合は、第111条に定める通報経路にしたがって、所長に通報する。

2. 所長は、緊急事態の発生について通報を受け、又は自ら発見した場合は、第111条に定める通報経路にしたがって、社内及び社外関係機関に通報する。

(緊急時態勢の発令)

第114条

所長は、緊急事態が発生した場合は、緊急時態勢を発令して、原子力防災組織の要員を召集し、発電所に緊急時対策本部を設置する。

(応急措置)

第115条

本部長は、原子力防災組織を統括し、緊急事態において次の応急措置を実施する。

- (1) 警備及び避難誘導
- (2) 放射能影響範囲の推定
- (3) 医療活動
- (4) 消火活動
- (5) 汚染拡大の防止
- (6) 線量評価
- (7) 応急復旧
- (8) 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置

(緊急時における活動)

第116条

原子力緊急事態宣言発令後、本部長は、第115条で定める応急措置を継続実施する。

(緊急作業従事者の線量管理等)

第116条の2

本部長は、緊急作業従事者が緊急作業期間中に受ける線量を可能な限り低減するため、次の事項を実施する。

- (1) 緊急作業従事者が緊急作業に従事する期間中の実効線量及び等価線量を表116の2に定める項目及び頻度に基づき評価するとともに、法令に定める線量限度を超えないように被ばく線量の管理を実施する。
  - (2) 原子炉施設の状況及び作業内容を考慮し、放射線防護マスクの着用等の放射線防護措置を講じる。
2. 本部長は、緊急作業従事者に対し、緊急作業期間中及び緊急作業に係る業務から離れる際、医師による健康診断を実施する。

表116の2

項目	頻度
外部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回
内部被ばくによる線量	1ヶ月 <sup>※1</sup> に1回

※1：毎月1日を始期とする。

(緊急時態勢の解除)

第117条

本部長は、事象が収束し、緊急時態勢を継続する必要がなくなった場合は、関係機関と協議した上で、緊急時態勢を解除し、その旨を社内及び社外関係機関に連絡する。

## 第 1 1 章 記録及び報告

(記録)

### 第 1 2 0 条

各GMは、表 1 2 0 - 1 及び表 1 2 0 - 2 に定める保安に関する記録を適正に作成（表 1 2 0 - 1 の 5 4. 及び 5 5. の記録を除く。）し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。ただし、汚染等により、適正に保存することができない場合を除く。

2. 組織は、表 1 2 0 - 3 に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記録の作成にあたっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。

表 1 2 0 - 1

記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間
1. 原子炉施設の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	毎日 1 回	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
2. 保全活動管理指標の監視結果及びその担当者の氏名	実施の都度	監視を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
3. 点検・補修等の結果（安全上重要な機器 <sup>*2</sup> は除く）及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
4. 安全上重要な機器 <sup>*2</sup> の点検・補修等の結果（法令に基づく必要な手続きの有無及びその内容を含む <sup>*3</sup> ）及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
5. 点検・補修等の結果の確認・評価及びその担当者の氏名	実施の都度	確認・評価を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
6. 点検・補修等の不適合管理，是正処置，予防処置及びその担当者の氏名	実施の都度	不適合管理，是正処置及び予防処置を実施した原子炉施設を解体又は廃棄した後 5 年が経過するまでの期間
7. 保全の有効性評価，保守管理の有効性評価及びその担当者の氏名	評価の都度	評価を実施した原子炉施設の保守管理に関する方針，保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画の改定までの期間
8. 熱出力	原子炉に 1 体以上	1 0 年間
9. 炉心の中性子束密度	燃料が装荷されて	1 0 年間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
10. 炉心の温度	いる場合連続して	10年間
11. 冷却材入口温度	原子炉の状態が運 転及び起動におい て1時間ごと	10年間
12. 冷却材出口温度		10年間
13. 冷却材圧力		10年間
14. 冷却材流量		10年間
15. 制御棒位置	同上	1年間
16. 再結合装置内の温度	同上	1年間
17. 原子炉に使用している冷却材及 び減速材の純度並びにこれら の毎日の補給量	毎日1回	1年間
18. 原子炉内における燃料体の配置	配置又は配置替え の都度	取出後10年間
19. 運転開始前の点検結果	開始の都度	1年間
20. 運転停止後の点検結果	停止の都度	1年間
21. 運転開始日時	その都度	1年間
22. 臨界到達日時	同上	1年間
23. 運転切替日時	同上	1年間
24. 緊急しゃ断日時	同上	1年間
25. 運転停止日時	同上	1年間
26. 警報装置から発せられた警報の 内容※4	同上	1年間
27. 運転責任者の氏名及び運転員の 氏名並びに、これらの者の交代 の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1年間
28. 使用済燃料乾式キャスク仮保管 設備に貯蔵している使用済燃 料乾式貯蔵容器、使用済燃料輸 送貯蔵兼用容器の蓋間圧力及 び表面温度	1ヶ月に1回	10年間
29. 使用済燃料の貯蔵施設内におけ る燃料体の配置	配置又は配置替 えの都度	5年間
30. 燃料体の形状又は性状に関する 検査の結果	挿入前及び取出 後	取出後10年間
31. 発電所の外において貯蔵しよう とする使用済燃料の記録 (1) 外観 (2) 燃焼度 (3) 取出しから容器への封入までの 期間 (4) 使用済燃料を封入した容器内 における当該使用済燃料の配置	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を 委託する相手方に記録 を引き渡すまでの期間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
32. 発電所の外において貯蔵しようとする使用済燃料を封入した容器の記録 (1) 外観 (2) 漏えい率 (3) 真空乾燥した後の真空度又は不活性ガスを充填した後の湿度並びに充填した不活性ガスの成分、量及び圧力 (4) 容器内において使用済燃料の位置を固定するための装置の外観 (5) 重量	払出しの都度	使用済燃料の貯蔵を委託する相手方に記録を引き渡すまでの期間
33. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間
34. 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回、3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間
35. 管理区域における外部放射線に係る1週間の線量当量、空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	10年間
36. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子※5の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※6
37. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間に於いて毎年度1回	※6
38. 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	※6

記録	記録すべき場合※1	保存期間
39. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※6
40. 発電所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量, その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	1年間
41. 廃棄施設に廃棄した放射性廃棄物の種類, 当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量, 当該放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器と一体的に固型化した場合には当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日, 場所及び方法	廃棄の都度	※7
42. 放射性廃棄物を容器に封入し, 又は容器に固型化した場合には, その方法	封入又は固型化の都度	※7
43. 放射性物質による汚染の広がり の防止及び除去を行った場合には, その状況及び担当者の氏名	広がり の防止及び除去の都度	1年間
44. 事故発生及び復旧の日時	その都度	※7
45. 事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※7
46. 事故の原因	同上	※7
47. 事故後の処置	同上	※7
48. 風向及び風速	連続して※8	10年間
49. 降雨量	同上	10年間
50. 大気温度	同上	10年間
51. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間
52. 保安教育の実施日時, 項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間
53. 原子炉施設における保安活動の実施の状況の評価	評価の都度	※7
54. 原子炉施設に対して実施した保安活動への最新の技術的知見の反映状況の評価	評価の都度	※7
55. 使用前検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

記録	記録すべき場合※1	保存期間
56. 定期検査の結果	検査の都度	同一事項に関する次の検査の時までの期間

- ※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており，点検，故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。
- ※2：安全上重要な機器とは，安全上重要な機器等を定める告示に定める機器及び構造物をいう。
- ※3：法令に基づく必要な手続きとは，原子炉等規制法第43条の3の8（変更の許可及び届出等），第43条の3の9（工事の計画の認可），第43条の3の10（工事の計画の届出），第43条の3の11（使用前検査）及び第43条の3の13（溶接安全管理検査）並びに電気事業法第47条・第48条（工事計画）及び第49条・第50条（使用前検査）に係る手続きをいう。なお，手続きが不要と判断した場合にも，その理由を併せて記録する。
- ※4：「警報装置から発せられた警報」とは，技術基準規則第47条第1項及び第2項に規定する範囲の警報をいう。
- ※5：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。
- ※6：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を原子力規制委員会の指定する機関に引き渡すまでの期間
- ※7：廃止措置が終了し，その結果が原子力規制委員会規則で定める基準に適合していることについて，原子力規制委員会の確認を受けるまでの期間
- ※8：デジタルデータにより保存することができる。

表 1 2 0 - 2

記録	記録すべき場合	保存期間
<p>1. 溶接事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の都度</p>	<p>※9, ※10</p>
<p>2. 定期事業者検査の結果</p> <p>(1) 検査年月日</p> <p>(2) 検査の対象</p> <p>(3) 検査の方法</p> <p>(4) 検査の結果</p> <p>(5) 検査を行った者の氏名</p> <p>(6) 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容</p> <p>(7) 検査の実施に係る組織</p> <p>(8) 検査の実施に係る工程管理</p> <p>(9) 検査において協力した事業者がある場合には、当該事業者の管理に関する事項</p> <p>(10) 検査記録の管理に関する事項</p> <p>(11) 検査に係る教育訓練に関する事項</p>	<p>検査の都度</p>	<p>その特定発電用原子炉施設が廃棄された後5年が経過するまでの期間</p>

※9：(1)～(6)については当該溶接事業者検査に係る原子炉容器等の存続する期間

※10：(7)～(11)については当該溶接事業者検査を行った後最初の原子炉等規制法第43条の3の13第7項の通知を受けるまでの期間

表 1 2 0 - 3 \* 1 1

記録	記録すべき場合	保存期間
1. 品質保証計画に関する以下の文書		
第 3 条品質保証計画の「4. 2. 1a) ~ d)」に定める文書	変更の都度	変更後 5 年が経過するまでの期間
2. JEAC4111 の要求事項に基づき作成する以下の記録		
(1) マネジメントレビューの結果の記録	作成の都度	5 年
(2) 教育, 訓練, 技能及び経験について該当する記録	作成の都度	5 年
(3) 業務のプロセス及びその結果が, 要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録	作成の都度	5 年
(4) 業務に対する要求事項のレビューの結果の記録, 及びそのレビューを受けてとられた処置の記録	作成の都度	5 年
(5) 特定原子力施設の要求事項に関連する設計・開発へのインプットの記録	作成の都度	5 年
(6) 設計・開発のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(7) 設計・開発の検証の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(8) 設計・開発の妥当性確認の結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(9) 設計・開発の変更の記録	作成の都度	5 年
(10) 設計・開発の変更のレビューの結果の記録, 及び必要な処置があればその記録	作成の都度	5 年
(11) 供給者の評価の結果の記録, 及び評価によって必要とされた処置があればその記録	作成の都度	5 年

記録	記録すべき場合	保存期間
(12) プロセスの妥当性確認で組織が記録が必要とされた活動の記録	作成の都度	5年
(13) 業務に関するトレーサビリティの記録	作成の都度	5年
(14) 組織外の所有物に関して、組織が必要と判断した場合の記録	作成の都度	5年
(15) 校正又は検証に用いた基準の記録	作成の都度	5年
(16) 測定機器が要求事項に適合していないと判明した場合の、過去の測定結果の妥当性評価の記録	作成の都度	5年
(17) 校正及び検証の結果の記録	作成の都度	5年
(18) 内部監査の結果の記録	作成の都度	5年
(19) 検査及び試験の合否判定基準への適合の記録	作成の都度	5年
(20) リリース（次工程への引渡し）を正式に許可した人の記録	作成の都度	5年
(21) 不適合の性質及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録	作成の都度	5年
(22) 是正処置の結果の記録	作成の都度	5年
(23) 予防処置の結果の記録	作成の都度	5年

※ 11：表 120-1 又は表 120-2 を適用する場合は、本表を適用しない。

(報告)

#### 第121条

各GM又は5・6号運転管理部長は、次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合について直ちに所長及び原子炉主任技術者に報告する。

- (1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合(第73条)
- (2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第88条, 第89条)
- (3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合(第101条)
- (4) 福島第一炉規則第18条第3号から第7号及び第9号から第17号に定める報告事象が生じた場合
- (5) 第76条第1項から第3項に定める異常が発生した場合

2. 所長は、前項に基づく報告を受けた場合、社長に報告する。

3. 第1項又は第2項に基づく報告が、不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は、「DM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。

4. 第1項(1)に該当する場合は、「DM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、直ちに原子力規制委員会に報告する。

## 附 則

附則（ ）

(施行期日)

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

附則（平成28年2月29日 原規規発第1602293号）

(施行期日)

### 第1条

この規定は、平成28年3月1日から施行する。ただし、サブドレン他水処理施設の一部移管、免震重要棟電気設備室内の電気設備移管及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ移管については、以下のとおりとする。

- (1) 第5条第2項(41)電気第四グループの職務及び(55)建築第六グループの職務については、免震重要棟電気設備室内の電気設備の移管を行う平成28年3月7日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。
  - (2) 第5条第2項(52)建築第三グループの職務及び(63)水処理設備第二グループの職務については、サブドレン他水処理施設の一部移管を行う平成28年3月8日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。
  - (3) 第5条第2項(12)保安総括グループの職務については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタ移管を行う平成28年3月10日から施行することとし、それまでの間は従前の例による。
2. 添付2-1(管理対象区域図)の全体図及び大型休憩所の管理対象区域図面の変更は、それぞれの区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年11月12日 原規規発第1511128号）

(施行期日)

### 第1条

2. 添付2-1(管理対象区域図)の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、区域の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成27年9月7日 原規規発第1509071号）

(施行期日)

### 第1条

2. 添付2-1(管理対象区域図)の免震重要棟2階他の管理対象区域図面の変更は、そ

それぞれの区域の区域区分の変更をもって適用することとし、それまでの間は従前の例による。

附則（平成26年7月9日 原規規発第1407091号）

（施行期日）

第1条

2. 第5条, 第87条, 第87条の2及び第89条については, 雑固体廃棄物焼却設備の運用を開始した時点から適用することとし, それまでの間は従前の例による。
3. 添付2（管理区域図）及び添付2-1（管理対象区域図）の図面の変更は, それぞれの区域の変更をもって適用することとし, それまでの間は従前の例による。

附則（平成25年8月14日 原規福発第1308142号）

（施行期日）

第1条

第61条において, 非常用発電機の運用を開始するまでは, 必要な電力供給が可能な場合, 他号炉の非常用ディーゼル発電機又は可搬式発電機を非常用発電設備とみなすことができる。